

## **[事案 30-105] 障害給付金遡及支払請求**

・平成 30 年 11 月 7 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社の事務処理の遅延があったことを理由に、障害給付金の原資となる運用商品の特定約定日における売却金額と実際の売却金額との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 7 月に加入した個人型確定拠出年金について、障害給付金を請求したが、以下の理由により、運用商品の特定約定日における売却金額と実際の売却金額との差額を支払ってほしい。

- (1) 障害給付金の請求に係る書類を保険会社に提出する必要があると、障害者手帳の写しの添付を要するところ、添付した写しには障害者手帳の交付年月日が確認できないという不備があったが、保険会社は、その不備の発見に 10 日以上もかかった。
- (2) 平成 30 年 1 月頃、保険会社に問い合わせをした際、障害給付金請求から受取りまでの間に資産額が変動するという点についての説明が一切なかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 障害給付金の請求書等について不備の発見までに一定の時間を要したものの、その途中経過はいずれも必要な手順であり、それに要した時間も一般的に想定している所要時間の範囲内である。
- (2) 仮に、当社に事務処理の不具合がなかったとしても、その後の手続きのスケジュールからすれば、その場合の約定日は実際の約定日と同じになる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社に事務の遅れがあったとは認められず、障害給付金額が請求時から支払時までの間に変動する旨の説明がなかったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。